

第 1 5 回
会津坂下町農業委員会総会
議事録

令和 6 年 9 月 2 0 日（金） 午前 1 0 時 0 0 分

会津坂下町役場本庁舎 3 階 大会議室

会津坂下町農業委員会

第15回 会津坂下町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年9月20日（金）午前10時00分～10時30分

2 開催場所 会津坂下町役場 3階 大会議室

3 出席委員（8人）・出席推進委員（7名）

1番 鈴木 寿夫

2番 鈴木 清介

3番 渡部 敦

4番 永山 廣隆

5番 渡辺 清栄

6番 木村 行男

7番 渡部 淳

8番 五十嵐 朱美

9番 五十嵐 智子

10番 二瓶 義典

坂下地区 小林 雅博

若宮地区 山内 和之

金上地区 齋藤 嘉美

広瀬地区 橋本 善和

川西地区 齋藤 文範

八幡地区 桑原 博之

高寺地区 藤川 将仁

4 欠席委員・推進委員（2人）

6番 木村 行男

8番 五十嵐 朱美

5 遅刻委員（0人）

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 報告第15号 利用権設定内容の変更について

第4 議案第46号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第48号 会津坂下町農用地利用集積等促進計画（案）について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 長谷川 裕一

事務局次長 大八木 栄治

農林振興班長 渡部 聡

農地管理係長 荒井 貴史

係員 高久 佳菜

8 会議の概要

議長	本日は、農業委員会総会を招集いたしましたところ、何かとご多用の折にご出席をいただきまして、ありがとうございます。 それでは、これより出席農業委員の確認をいたします。 只今の出席委員は6番木村委員、8番五十嵐委員より欠席の届出があり、8名です。定足数に達しております。 また、本日の総会に出席する農地利用最適化推進委員は、7名です。 それでは、第15回農業委員会総会を開会いたします。 まず、前回審議した結果について事務局より経過報告をお願いいたします。
事務局	まず、議案第41号の農地法第3条の各案件については、申請者に対し許可書を交付済みです。 次に議案第42号の農地法第4条の農業用具格納庫への転用に係る案件についても、申請者に対し許可書を交付済みです。 次に、議案第43号の農地法第5条の住宅用地への転用に係る案件についても、申請者に対し許可書を交付済みです。 次に、議案第44号の会津坂下町農用地利用集積計画の一部取消しについては、令和6年5月21日会津坂下町公告第15号の一部を取消した旨の公告をしました。 次に、議案第45号の会津坂下町農用地利用集積計画については、町長に対し異議がない旨報告し、8月21日に公告し、農用地利用集積計画書の抄本を貸手、借手に送付済みです。以上報告します。
議長	それでは議事に入ります。本日の議事日程は、前もってお配りしましたとおりであります。 日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。 議事録署名委員として、5番 渡辺委員、7番 渡部委員の2名を指名いたします。
議長	日程第2「会期の決定について」を議題といたします。 お諮りいたします。 第15回農業委員会総会は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

	【異議なしの声あり】
議長	異議なしと認め、会期は本日一日限りと決しました。
議長	日程第 3 報告第 15 号「利用権設定内容の変更について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。 (事務局朗読)
議長	それでは、事務局に説明を求めます。
事務局	1 号案件、2 号案件、共に JA での契約であり、相続に伴う賃貸人変更の報告です。 利用権設定農地の詳細については、3 ページの参考資料に記載のとおりです。
議長	事務局報告のとおり受理いたしましたので、ご承知おき願います。
議長	日程第 4 議案第 46 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。 (事務局朗読)
議長	本案件について、事務局に説明を求めます。
事務局	本案件は、営農型太陽光発電の区分地上権の設定であり、契約期間満了に伴う更新の手続きです。
議長	本案件について、担当委員の調査報告を求めます。
広瀬地区 橋本推進委員	本案件について調査の結果を報告します。設定人・被設定人共に 9 月 10 日に訪問にて申請地、面積、賃借料について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

議長	質疑に入ります。本案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。本案件について賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、本案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	議案第 47 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。 (事務局朗読)
議長	1 号案件から 2 号案件について、事務局に説明を求めます。
事務局	申請人、申請地、転用の目的、施設の面積、土地代金、工事期間及び申請の事由は、議案書に記載のとおりです。 1 号案件は、申請地にドクダミを植栽する営農計画を立て平成 27 年 11 月 12 日に営農型発電の転用を許可されたものであり、3 年間の許可期間が満了することに伴う更新の手続きです。 ドクダミは県内で生産している例がないため比較すべき数値はありませんが、坂下普及所で示している 10a あたりの収量は約 700 kg となっており、当該申請地では、その基準量の約 7 割を超える収量を確保しております。 なお、専門員に毎年現地を確認してもらい、営農指導を受けながら品質管理や収量確保に向けた取組をしています。 2 号案件は、譲受人は不動産業を営んでおり、新興住宅地域である申請地を宅地分譲用地として転用するものです。 申請地は、用途区域内にある農地であり第 3 種農地に該当すると考えられます。

	一般基準は、資力については全額自己資金で賄い、申請地を転用することに対し、妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水は自然地下浸透及び申請地東・南・西側道路側溝へ排水するとなっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはなく、転用の必要性、確実性が認められることから、許可基準に適合していると考えられます。
議長	1号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
広瀬地区 橋本推進委員	1号案件について調査の結果を報告します。9月10日に事務局と共に現地に赴き、周辺農地に影響がないことを確認しました。設定人・被設定人には同日10日訪問にて、申請地、面積、転用の目的等を聞き取りし、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。1号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。1号案件について賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、1号案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	2号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
議長	2号案件について調査の結果を報告します。9月9日に事務局と共に現地に赴き、周辺農地に影響がないことを確認しました。譲受人は町外のため事務局に確認を依頼し、譲渡人については同日9日に電話にて申請地、面積、転用の目的等を聞き取りし、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

議長	続いて事務局より報告を求めます。
事務局	譲受人については、申請の代理人を務めている行政書士へ確認し、議案書に記載のとおり相違ありませんでした。
議長	質疑に入ります。2 号案件についてご質問、ご意見はございますか。
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。2 号案件について賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、2 号案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	議案第 48 号「会津坂下町農用地利用集積等促進計画（案）について」 を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。 (事務局朗読)
議長	利用権設定 1 号案件から 4 号案件について事務局に説明を求めます。
事務局	1 号案件は、公社が若宮地区の田 12,656 ㎡を借入れ、2 号案件の若宮地区の認定農業者である法人へ貸付けます。 3 号案件は、公社が金上地区の田 27,421 ㎡を借入れ、4 号案件の金上地区の認定農業者へ貸付けます。
議長	1 号案件、2 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
3 番 渡部委員	1 号案件から 2 号案件について調査の結果を報告します。貸手・借手共に 9 月 15 日に電話にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

議長	質疑に入ります。1号案件から2号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。1号案件から2号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。 よって、1号案件から2号案件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	次に3号案件から4号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
金上地区 齋藤推進委員	3号案件から4号案件について調査の結果を報告します。貸手には9月17日に電話にて、借手には同日17日に訪問にて、設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。3号案件から4号案件についてご質問、ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。3号案件から4号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。 よって、3号案件から4号案件は、原案のとおり会津坂下町長

議長	に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。 以上をもって、本日の総会に付議されました案件は、すべて審議を終了しました。 これをもちまして、第 15 回農業委員会総会を閉会いたします。
-----------	---

この議事録は真正なることを証するため、ここに署名する。

令和6年9月20日

福島県河沼郡会津坂下町農業委員会会長

署名委員

署名委員